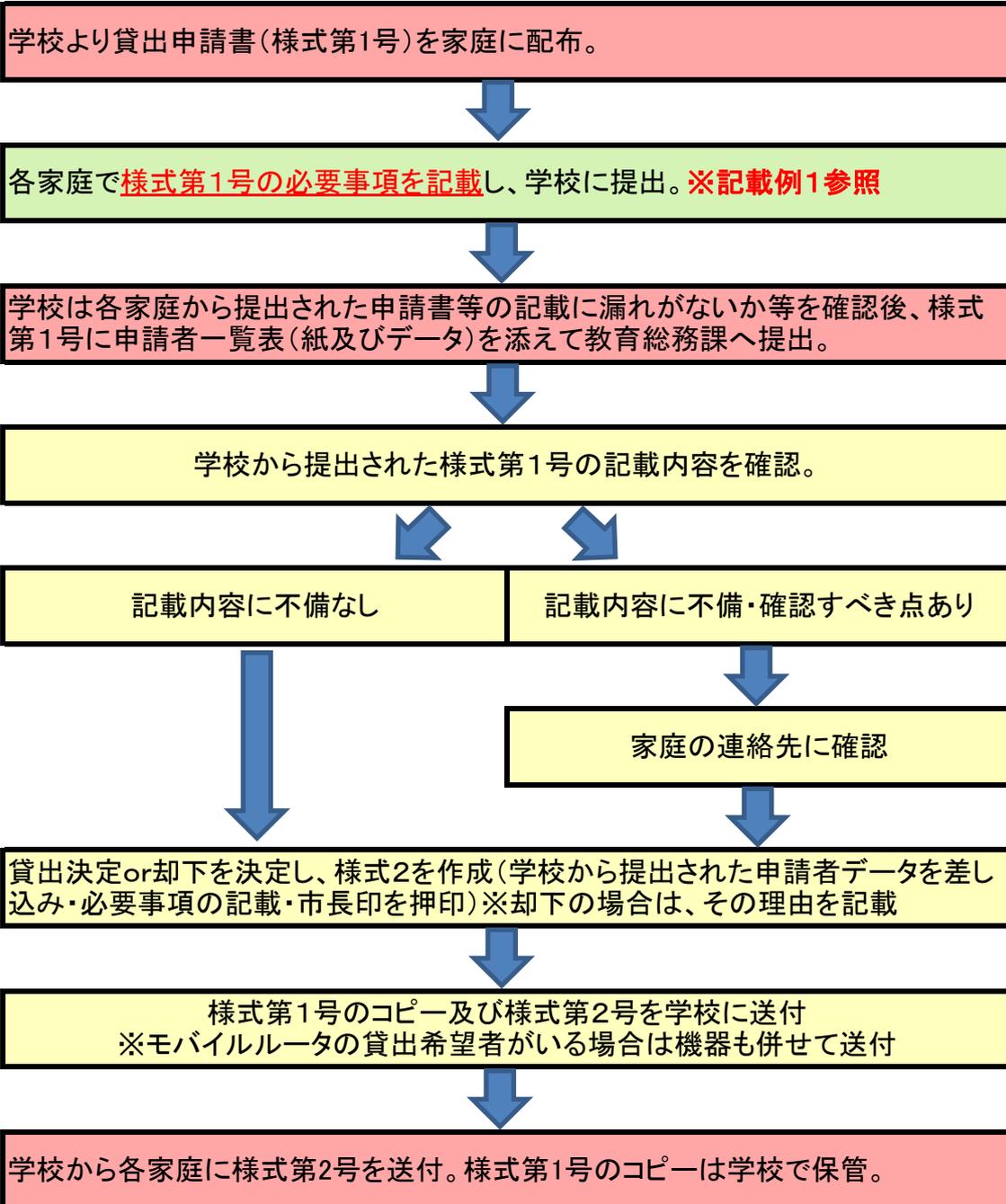


タブレット型端末持ち帰り関係フローチャート

- … 各家庭で処理すべきこと
- … 学校で処理すべきこと
- … 教育総務課で処理すべきこと

①貸出し申請・貸出し許可について



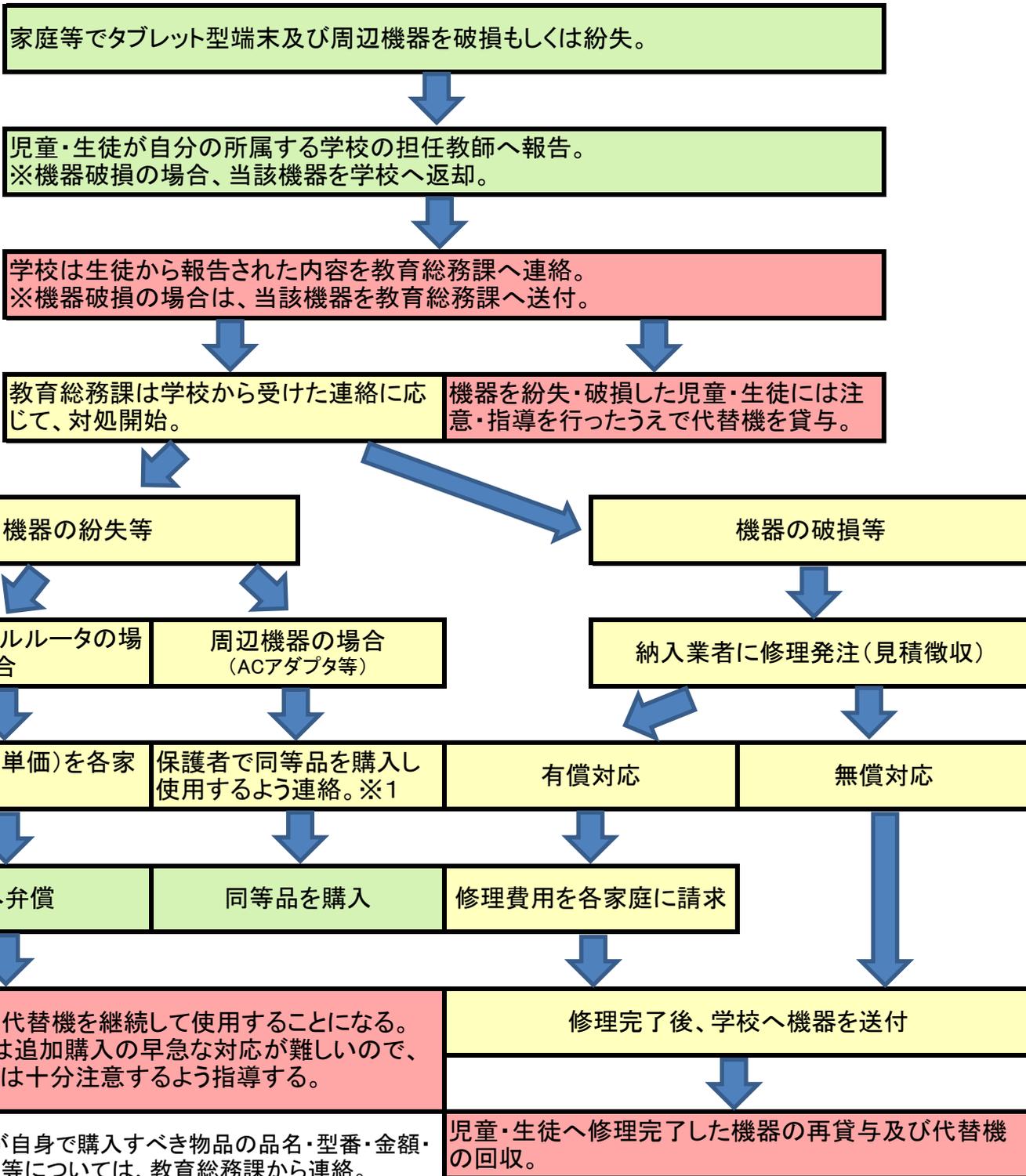
注意事項

- ・申請者一覧表のデータには学校名・学年・クラス・児童生徒氏名・保護者氏名・連絡先を含むこと。
- ・申請は学校単位で行うこと。

タブレット型端末持ち帰り関係フローチャート

- ... 各家庭で処理すべきこと
- ... 学校で処理すべきこと
- ... 教育総務課で処理すべきこと

②貸出機器の破損・紛失について



※1 保護者が自身で購入すべき物品の品名・型番・金額・取扱業者等については、教育総務課から連絡。